

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に係る届出事項を変更する旨の届出があった。

当該届出に係る書類については、一般の縦覧に供するので、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに大阪府知事に意見書を提出することができる。

令和8年3月13日

大阪府知事 吉村 洋文

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の所在地及び名称
交野市私部西一丁目1303番1ほか
じゃんぼスクエア交野
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の住所及び名称並びに代表者の氏名
大阪市浪速区難波中一丁目16番11-203号
賛栄商事株式会社
代表取締役 西川 昌伸 ほか1者
- (3) 変更しようとする事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
ウ 駐車場の自動車の出入口の位置
- (4) 変更する年月日
令和8年2月14日

2 届出年月日

令和8年2月13日

3 届出に係る書類の縦覧の期間及び場所

- (1) 縦覧の期間
令和8年3月13日から同年7月13日まで
- (2) 縦覧の場所
大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階
大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課
交野市私部二丁目29番1号
交野市地域振興部地域振興課

4 意見書の提出先

〒559-8555 大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階

(TEL (06) 6210-9497)

大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課